

# 第87期定時株主総会の招集に際しての 電子提供措置事項

事業報告の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

連結計算書類の連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

計算書類の貸借対照表

計算書類の損益計算書

計算書類の株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

第87期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

## 荏原実業株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様へ電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a) 「荏原実業グループ行動規範」を取締役会において決議し、取締役及び使用人が法令及び定款並びに企業倫理を遵守した行動をとるための基準としている。
  - b) コンプライアンス徹底のため、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人の研修を行うとともに、会社全体の状況把握と問題点の指摘などの監視を行う。
  - c) 社長は、自ら直轄する監査室及びコンプライアンス室に命じて、コンプライアンスについての監査を行わせる。
  
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、職務の執行に係る重要情報を法令及び社内規程の定めるところに従い、適切に保存管理し、取締役が常時閲覧可能な状態を維持する。
  
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「リスク・コンプライアンス委員会」「案件検討委員会」等各種委員会を設置し、リスク管理体制の整備に努める。
  
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - a) 取締役会は、取締役会が定める職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役に職務の執行を行わせる。
  - b) 取締役会は、每期、業績目標を設定し、月次実績をレビューし、担当取締役に目標達成状況を分析させ、目標未達の場合は改善策を報告させる。
  
- ⑤ 当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - a) 取締役は、荏原実業グループ各社が「荏原実業グループ行動規範」に基づきグループの経営理念を遵守した行動をとるように指導する。
  - b) 取締役は、当社管理本部に企業集団全体の業務全般の管理をさせ、業務の適正性・効率性を確保する。

- c) 社長は、監査室及びコンプライアンス室に企業集団全体の監査をさせ、内部統制の有効性を確保する。
  - d) 監査等委員は、企業集団全体の監査を適正に行えるよう、会計監査人、監査室、コンプライアンス室及び子会社監査役と密接な連携体制を確保する。
- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項
- a) 監査等委員の職務を補助するため、監査等委員会スタッフを1名以上置く。
  - b) 当該スタッフの任命・異動等人事権に係る事項については監査等委員会と事前に協議するものとする。
- ⑦ 監査等委員でない取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及びその他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a) 監査等委員でない取締役は、会社の経営、業績に影響を及ぼすおそれのある重要な事実等を監査等委員に報告する。
  - b) 監査等委員でない取締役及び使用人からの法令違反や不正行為に関する通報、報告に関する適正な仕組み（内部通報制度）を定め、当該通報、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止している。
  - c) 監査等委員でない取締役は、監査等委員に対し、重要な会議への出席機会を提供するとともに、監査等委員が業務の報告を求めた場合、迅速かつ的確に対応する。
  - d) 監査等委員は、監査等委員でない取締役及び部門長等に対し定期的にヒアリングを行い情報を収集するとともに会計監査人、監査室及びコンプライアンス室と定期的に情報交換を行う。
  - e) 監査等委員でない取締役は、監査等委員が職務の遂行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保するべく適切に対応する。
- ⑧ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- a) 財務報告に係る規程、内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保するための体制を構築するとともに、その適切な運用を図る。

b) 監査室及びコンプライアンス室は、財務報告の信頼性を確保するための体制が有効に機能しているかを定期的に評価し、重要な事項については取締役会に報告する。

⑨ 反社会的勢力との関係遮断を図るための体制

反社会的勢力に対していかなる名目であれ、何らかの経済的利益等を与えず、その旨を「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」の中に定め、役職員全員へ周知徹底する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンス体制

当社グループにおけるコンプライアンス体制の基礎となる「荏原実業グループ行動規範」及び「荏原実業グループコンプライアンス・ガイドライン」に基づき、全役職員が法令を遵守するよう各種会議等を通じ徹底しております。また、「リスク・コンプライアンス委員会」において、役職員のコンプライアンスの徹底状況を把握するとともに、委員を通じ啓蒙活動を行っております。さらに、社長は、自ら直轄する監査室及びコンプライアンス室に命じて、コンプライアンスについての監査を計画的に行わせております。このほか、「内部通報規程」を定め、外部の弁護士事務所及び常勤監査等委員等を通報先とする内部通報制度を確立しております。「内部通報規程」においては、通報者が通報先へ相談または通報したことを理由として、通報者はいかなる不利な取り扱いも受けないことが明記されています。

② リスク管理体制

全社的なリスク管理について統括する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、全社的なリスクのモニタリングを行っております。また、想定されるすべてのリスクを把握するためリスクテーブルを每期見直し、必要に応じ防止策及び対応策を定めております。

大口受注や大口事業投資などに係るリスク（ビジネスリスク）に対応するため、「案件検討委員会」を開催し、当該リスクの最小化を検討しております。

納入製品における技術上の重大な不適合に対し、その原因究明と再発防止を図るため、「リスク・コンプライアンス委員会」において該当事案の発生に関してモニタリングを行っております。

③ グループ会社の経営管理

当社管理本部長または経理部長等を子会社の監査役として派遣し、業務の状況を監督するとともに、管理本部長が当社グループ会社の業務全体の管理を行っております。また、社長直轄の監査室及びコンプライアンス室が、グループ会社の監査を定期的に行っております。さらに、監査等委員は会計監査人、監査室、コンプライアンス室及び子会社監査役と連携し、グループ全体の監査を行っております。

④ 取締役の職務の執行

取締役会を年14回開催し、法令定款等に定められた事項や経営方針、経営に関する重要事項を決定するとともに、業績目標の達成状況について分析評価を行っております。また、取締役会では、取締役が担当する業務執行状況の報告を行い、その妥当性及び効率性の監督を行っております。

⑤ 監査等委員の職務の遂行

監査等委員は、取締役会に加え、予算委員会等の社内重要会議に出席するとともに、業務執行に関する重要文書を閲覧し、必要に応じて関係者へ説明を求めています。

また、定例監査等委員会を開催している他、取締役との定期的な面談や会計監査人、監査室及びコンプライアンス室とも定期的に情報交換を行っております。

なお、監査等委員が職務遂行上必要とする費用については、会社がすべて負担しております。

## 連結株主資本等変動計算書(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
2025年1月1日残高	1,001	896	19,895	△2,124	19,668
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△1,280		△1,280
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			4,384		4,384
自 己 株 式 の 取 得				△678	△678
自 己 株 式 の 処 分		283		345	629
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	283	3,103	△332	3,053
2025年12月31日残高	1,001	1,179	22,998	△2,457	22,722

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括 利益累計額	
2025年1月1日残高	3,776	15	3,792	23,461
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△1,280
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益				4,384
自 己 株 式 の 取 得				△678
自 己 株 式 の 処 分				629
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	1,426	△0	1,426	1,426
連結会計年度中の変動額合計	1,426	△0	1,426	4,480
2025年12月31日残高	5,203	15	5,219	27,941

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

- ・ 連結子会社の数            2社
- ・ 連結子会社の名称        (株)エバジツ  
                                 荏原実業テクノロジーズ(株)

当連結会計年度において、荏原実業テクノロジーズ(株)を新たに設立したことにより、連結の範囲に含めております。

##### ② 非連結子会社の名称等

非連結子会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社はありません。なお、関連会社はありません。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

##### その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

・仕掛品

同上

・未成工事支出金

個別法による原価法

・原材料及び貯蔵品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産、投資その他の資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物及び構築物……………3年～50年
- ・機械装置及び運搬具……………3年～12年
- ・工具、器具及び備品……………3年～20年
- ・投資不動産（建物及び構築物）…3年～50年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）を償却年数としております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、連結会計年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は2011年3月29日開催の定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打切り支給の決議に基づき、同定時株主総会終了までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

④ 退職給付に係る負債の計上基準

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により損益処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社及び連結子会社では、顧客との工事請負契約に基づくエンジニアリング事業を主要な事業としており、その主な履行義務は国内浄水場及び下水処理場等向け機械設備の設置、補修等であります。

また、商社事業の主な履行義務はポンプや送風機等の販売、メーカー事業の主な履行義務はオゾンモニタをはじめとする各種機器類の製造・販売・保守であります。

ロ. 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

エンジニアリング事業においては、連結会計年度末における進捗度を合理的に見積ることにより、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積り及び収益の認識は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合（インプット法）を工事収益総額に乗じた額を完成工事高として計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。また、履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合は、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

商社事業及びメーカー事業においては、出荷時から商製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、当該商製品の出荷時に収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当連結会計年度において、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響はありません。

### 3. 重要な会計上の見積り

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法における見積り

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

完成工事高 24,068百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約については、ごく短期の工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。ごく短期の工事については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

工事収益総額は工事の設計変更等に対する対価の合意が契約書等によって適時に確定しない場合、変更内容に基づき対価の見積りを行っております。

工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用し、工事の完成引渡しまでに必要となるすべての工事内容に係る原価を見積って算定しており、これには、資材、外注費及び経費などの見積りに関する所管部門の仮定及び判断が含まれます。

また、工事着手後に工事内容の変更が生じた場合は、適時・適切に再見積りを行い実行予算に反映しております。

当該見積りは、工事契約を取り巻く状況の変化による資材や外注費等の市場価格の変動、設計内容や仕様の変更等が見積りに影響を与える可能性があり、翌連結会計年度の連結計算書類において、完成工事高及び完成工事原価の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

### 4. 表示方法の変更に関する注記

#### 連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「支払手数料」（当連結会計年度は1百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

## 5. 追加情報

### 従業員持株会信託型ESOP

当社は、2025年11月6日開催の取締役会において、「従業員持株会信託型ESOP」(以下「本制度」という。)の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分(以下「本自己株式処分」という。)について決議いたしました。

本制度は、「荏原実業社員持株会」(以下「持株会」という。)に加入する当社グループ従業員(以下「対象従業員」という。)を対象といたします。そして、対象従業員のうち、一定要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託(他益信託)」(以下「持株会信託」という。)を設定いたしました。

持株会信託は、信託契約後約5年にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行借入により調達した資金で一括して取得いたしました。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し、保証を行っております。

本制度では、持株会による当社株式の取得は持株会信託からの買付けにより行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、信託終了の際に、これを受益者たる対象従業員に対して分配いたします。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済出来なかった場合には、当社が借入銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、対象従業員がその負担を負うことはありません。なお、当社は2025年12月4日付で、自己株式123,000株(株式分割後246,000株)を持株会信託へ譲渡しております。

本自己株式処分に関する会計処理については、当社と持株会信託は一体であるとする会計処理をしており、持株会信託が所有する当社株式や持株会信託の資産及び負債については、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書に含めて計上しております。なお、当連結会計年度末現在において、持株会信託が所有する当社株式(自己株式)数は117,300株(株式分割後234,600株)、帳簿価額は490百万円であります。

## 6. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「11.収益認識に関する注記 (3) ① 契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

### (2) 担保に供している資産

建物及び構築物	245百万円
土地	486
投資有価証券	1,488
投資不動産	248
計	<u>2,468百万円</u>

### (3) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	4,478百万円
短期借入金	730
計	<u>5,208百万円</u>

(4) 有形固定資産の減価償却累計額…… 3,103百万円

(5) 投資不動産の減価償却累計額…… 895百万円

## 7. 連結損益計算書に関する注記

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「11.収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

## 8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	12,930千株	-千株	-千株	12,930千株

(注) 2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	1,007,954株	47,648株	40,344株	1,015,258株

- (注) 1. 自己株式（普通株式）の増加は、取締役会決議による自己株式の取得46,900株、譲渡制限付株式報酬の無償取得706株、単元未満株式の買取り42株によるものであります。
2. 自己株式（普通株式）の減少は、従業員持株会信託型ESOPの信託口から持株会への売却7,900株、譲渡制限付株式報酬としての処分32,444株によるものであります。
3. 当連結会計年度末の自己株式数には、従業員持株会信託型ESOPの信託口が保有する当社株式117,300株が含まれております。
4. 2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

### (3) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月27日 第86期定時株主総会	普通株式	566	47.50	2024年12月31日	2025年3月28日
2025年8月5日 取締役会	普通株式	714	60.00	2025年6月30日	2025年9月4日

- (注) 1. 2025年3月27日第86期定時株主総会の決議による配当金の総額には、従業員持株会信託型ESOPの信託口が保有する当社株式に対する配当金0百万円を含めております。
2. 2025年8月5日取締役会の決議による1株当たり配当額60円には、創業80周年記念配当10円を含めております。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2026年3月24日開催の第87期定時株主総会において次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年3月24日 第87期定時株主総会	普通株式	721	利益剰余金	60.00	2025年12月31日	2026年3月25日

- (注) 1. 2026年3月24日第87期定時株主総会の決議予定による配当金の総額には、従業員持株会信託型ESOPの信託口が保有する当社株式に対する配当金7百万円を含めております。
2. 2026年3月24日第87期定時株主総会の決議予定による1株当たり配当額60円には、創業80周年記念配当10円を含めております。
3. 2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり配当額については当該株式分割前の金額を記載しております。

## 9. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

資金運用については比較的安全性の高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、銀行借入による方針です。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、短期借入金、未払法人税等、並びに未払消費税等は、短期間で決済されるものです。

#### ③ 金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

信用リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行い、債権管理規程に基づき、必要に応じて取引先の信用状況を把握する体制としております。

##### ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

市場リスクに関しては、毎月、銘柄ごとの時価を把握するとともに、有価証券運用規程に基づき、定例取締役会に報告する体制としております。

##### ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、管理本部が資金繰計画を作成し、手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

#### ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足事項

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	8,383	8,383	-
資 産 計	8,383	8,383	-
(2) 長期借入金	514	514	0
負 債 計	514	514	0

- (注) 1. 「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「未払法人税等」及び「未払消費税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額と近似するものであることから、記載を省略しております。
2. 一年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。
3. 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	0

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	8,224	-	-	8,224
その他	158	-	-	158
資産計	8,383	-	-	8,383

② 時価で連結貸借対照表に計上していない金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	514	-	514
負債計	-	514	-	514

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 10. 賃貸等不動産に関する注記

当社及び連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル（土地を含む）を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は53百万円（賃貸収益は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
635	△10	624	1,441

- （注） 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は、資本的支出による増加（5百万円）、主な減少額は、減価償却(16百万円)であります。
3. 当連結会計年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については公示価格等に基づいて自社で算定した金額であります。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 11. 収益認識に関する注記

### (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	メーカー事業	エンジニアリング事業	商社事業	
売上高				
官公庁	4,246	21,861	1,206	27,314
民間	3,259	589	10,047	13,896
顧客との契約から生じる収益	7,506	22,450	11,254	41,211
その他の収益	-	-	-	-
計	7,506	22,450	11,254	41,211

### (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 (3) 会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

#### ① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	6,053	5,938
契約資産	7,856	11,128
契約負債	1,326	1,834

契約資産は、工事契約に基づく履行義務について、期末時点で充足又は部分的に充足しているが、未請求の対価に対する当社グループの権利に関するものであります。

契約資産は、対価に対する当社グループの権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

なお、工事契約における取引の対価を受領する時期は、個々の契約によって異なることから、履

行義務を充足する時期との間に明確な関連性はありません。

契約負債は、主に工事契約について、個々の契約毎に定めた支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。なお、契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,239百万円であります。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額に重要性はありません。

## ② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおける未充足及び部分的に未充足の履行義務に配分された取引価格の総額は27,051百万円であります。当該履行義務は工事契約に関するものであり、期末日後1年から概ね4年の間に収益として認識されると見込んでおります。

## 1 2. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 1,172円56銭  
(2) 1株当たり当期純利益…………… 184円24銭

- (注) 1. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる自己株式数には、従業員持株会信託型ESOPの信託口が所有する当社株式（当連結会計年度117,300株（株式分割後234,600株））を含めております。
2. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
3. 2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### 1株当たり純資産額

純資産の部の合計額	27,941百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	<u>-百万円</u>
普通株式に係る純資産額	27,941百万円
期末の普通株式数	23,829,484株

### 1株当たり当期純利益

連結損益計算書上の当期純利益	4,384百万円
普通株主に帰属しない金額	<u>-百万円</u>
普通株式に係る当期純利益	4,384百万円
普通株式に係る期中平均株式数	23,797,985株

## 1 3. 重要な後発事象

(株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更)

当社は、2025年11月6日開催の取締役会決議により、2026年1月1日を効力発生日として、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更を行っております。

### (1) 株式分割の目的

当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家の皆様がより投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的とするものであります。

## (2) 株式分割の概要

### ① 分割の方法

2025年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2025年12月30日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、1株につき2株の割合をもって分割いたします。

### ② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	12,930,000株
今回の分割により増加する株式数	12,930,000株
株式分割後の発行済株式総数	25,860,000株
株式分割後の発行可能株式総数	80,000,000株

### ③ 分割の日程

基準日公告日	2025年12月16日
基準日	2025年12月31日
効力発生日	2026年1月1日

## (3) 株式分割に伴う定款の一部変更

### ① 変更の理由

株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2026年1月1日を効力発生日として、当社定款の一部を変更いたしました。

### ② 定款変更の内容

現行定款	変更定款
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,000</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000</u> 万株とする。

### ③ 変更の日程

取締役会決議日	2025年11月6日
効力発生日	2026年1月1日

#### (4) その他

##### ① 資本金額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

##### ② 当連結会計年度の期末配当金

今回の株式分割は、2026年1月1日を効力発生日としておりますので、2025年12月31日を基準日とする当連結会計年度の期末配当金は、株式分割前の株式を対象として支払われます。

#### (自己株式の取得)

当社は、2026年2月9日開催の取締役会において、会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づき、自己株式の取得に係る事項について決議いたしました。

#### (1) 自己株式取得を行う理由

株主還元の拡充を図るとともに、資本効率の向上を図るため、自己株式の取得を行うものがあります。

#### (2) 自己株式の取得に係る事項の内容

- |              |   |
|--------------|---|
| ① 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| ② 取得し得る株式の総数 | 600,000株（上限）<br>(発行済株式総数（自己株式を除く。）に対する割合 2.52%) |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 10億円（上限）  |
| ④ 取得期間       | 2026年2月10日から2026年8月31日                          |
| ⑤ 取得方法       | 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付                         |

## 14. 企業結合等に関する注記

共通支配下の取引等

### 1. 取引の概要

#### (1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

##### ① 事業の名称

当社の計測器・医療本部におけるオゾン関連機器及び医療機器に関する事業（ただし、官公庁向け業務の一部を行う部門を除く）

##### ② 事業の内容

オゾンモニターをはじめとする計測機器、及び空気清浄機をはじめとする医療機器の製造販売

#### (2) 企業結合日

2025年7月1日

#### (3) 企業結合の法的形式

当社を分割会社、荏原実業テクノロジーズ株式会社（当社の連結子会社）を承継会社とする会社分割

#### (4) 結合後企業の名称

荏原実業テクノロジーズ株式会社

#### (5) その他取引の概要に関する事項

##### ① 本会社分割の目的

当社は、2025年2月10日に公表した中期経営計画において、事業ポートフォリオ分析に基づく各事業の個別方針を定め、上記事業においては採算性の更なる改善と、市場環境の変化に対応した事業の最適化を方針として掲げました。本会社分割は、その方針に基づき、市場の変化に基づく戦略策定・推進を機動的に行うための体制を整備し、事業の効率化・収益性の最大化をグループ全体で実現することを目的としております。

##### ② 本会社分割に係る割当ての内容

本会社分割に際して、株式その他の対価の交付は行いません。

### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

# 貸借対照表(2025年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>31,793</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>16,328</b>
現金及び預金	13,666	買掛金	7,548
受取手形	55	電子記録債務	3,443
電子記録債権	1,220	短期借入金	1,000
売掛金	15,025	1年内返済予定の長期借入金	85
商品及び製品	1,113	未払金	273
未成工事支出金	151	未払費用	289
原材料及び貯蔵品	118	未払法人税等	1,100
前払費用	131	未払消費税等	348
その他	367	前受金	1,651
貸倒引当金	△56	その他	586
<b>固 定 資 産</b>	<b>12,650</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,996</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>2,788</b>	長期借入金	428
建物	1,214	繰延税金負債	2,173
構築物	48	役員退職慰労引当金	146
機械及び装置	29	退職給付引当金	105
工具、器具及び備品	152	長期預り保証金	28
土地	1,314	その他	113
建設仮勘定	7	<b>負 債 合 計</b>	<b>19,325</b>
その他	20	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>82</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>19,915</b>
借地権	8	資本金	1,001
ソフトウェア	66	資本剰余金	1,179
電話加入権	7	資本準備金	831
特許	0	その他資本剰余金	348
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,779</b>	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>20,191</b>
投資有価証券	8,383	利益準備金	141
関係会社株式	149	その他利益剰余金	20,050
保険積立金	538	別途積立金	15,175
投資不動産	475	繰越利益剰余金	4,874
長期貸付金	96	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,457</b>
その他の	234	評価・換算差額等	5,203
貸倒引当金	△98	その他有価証券評価差額金	5,203
<b>資 産 合 計</b>	<b>44,443</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>25,118</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>44,443</b>

# 損益計算書(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上		38,327
売上原価		25,636
売上総利益		12,690
販売費及び一般管理費		7,043
営業利益		5,646
営業外収入		
受取利息及び配当金	192	
投資不動産賃貸料	71	
その他の	30	293
営業外費用		
支払利息	10	
不動産賃貸費用	37	
為替差損	12	
会社員権売却損	7	
その他の	5	73
経常利益		5,866
特別利益		
投資有価証券売却益	103	103
特別損失		
固定資産処分損	58	
投資有価証券評価損	199	258
税引前当期純利益		5,712
法人税、住民税及び事業税	1,624	
法人税等調整額	△24	1,600
当期純利益		4,111

# 株主資本等変動計算書(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利益剰余金合計
		固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金					
2025年1月1日残高	1,001	831	64	896	141	152	13,175	5,204	18,673
事業年度中の変動額									
別途積立金の積立							2,000	△2,000	-
剰余金の配当								△1,280	△1,280
固定資産圧縮積立金の取崩									-
当期純利益								4,111	4,111
自己株式の取得									
自己株式の処分			283	283					
会社分割による減少						△151		△1,160	△1,312
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	283	283	-	△152	2,000	△329	1,518
2025年12月31日残高	1,001	831	348	1,179	141	-	15,175	4,874	20,191

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
2025年1月1日残高	△2,124	18,446	3,776	22,223
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立		-		-
剰余金の配当		△1,280		△1,280
固定資産圧縮積立金の取崩		-		-
当期純利益		4,111		4,111
自己株式の取得	△678	△678		△678
自己株式の処分	345	629		629
会社分割による減少		△1,312		△1,312
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			1,426	1,426
事業年度中の変動額合計	△332	1,468	1,426	2,895
2025年12月31日残高	△2,457	19,915	5,203	25,118

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券の評価基準及び評価方法

###### イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

###### ロ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 商品及び製品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

###### ロ. 仕掛品

同上

###### ハ. 未成工事支出金

個別法による原価法

###### ニ. 原材料及び貯蔵品

月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

## (2) 固定資産の減価償却の方法

### ① 有形固定資産、投資その他の資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

- ・建物……………3年～50年
- ・構築物……………3年～40年
- ・機械及び装置……………3年～12年
- ・工具、器具及び備品…3年～20年
- ・投資不動産（建物）…3年～50年

### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（主として5年）を償却年数としております。

### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

## (3) 引当金の計上基準

### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

### ② 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、事業年度末における手持工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積もることのできる工事について、損失見積額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を発生した事業年度から損益処理しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員に対する退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は2011年3月29日開催の定時株主総会における退職慰労金制度廃止に伴う取締役に対する退職慰労金打切り支給の決議に基づき、同定時株主総会終結までの在任期間に対応する要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① 企業の主要な事業における主な履行義務の内容

当社は、顧客との工事請負契約に基づくエンジニアリング事業を主要な事業としており、その主な履行義務は国内浄水場及び下水処理場等向け機械設備の設置、補修等であります。

また、商社事業の主な履行義務はポンプや送風機等の販売、メーカー事業の主な履行義務はオゾンモニタをはじめとする各種機器類の製造・販売・保守であります。

② 企業が当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）

エンジニアリング事業においては、事業年度末における進捗度を合理的に見積ることにより、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。進捗度の見積り及び収益の認識は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合（インプット法）を工事収益総額に乗じた額を完成工事高として計上しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないものの、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。また、履行義務を充足するまでの期間がごく短い場合は、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

商社事業及びメーカー事業においては、出荷時から商製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、当該商製品の出荷時に収益を認識しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当事業年度において、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

## 3. 重要な会計上の見積り

履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識する方法における見積り

### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

完成工事高 22,897百万円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

工事契約については、ごく短期の工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。ごく短期の工事については一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、工事原価総額に対する実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

工事収益総額は工事の設計変更等に対する対価の合意が契約書等によって適時に確定しない場合、変更内容に基づき対価の見積りを行っております。

工事原価総額は、工事契約ごとの実行予算を使用し、工事の完成引渡しまでに必要となるすべての工事内容に係る原価を見積って算定しており、これには、資材、外注費及び経費などの見積りに関する所管部門の仮定及び判断が含まれます。

また、工事着手後に工事内容の変更が生じた場合は、適時・適切に再見積りを行い実行予算に反映しております。

当該見積りは、工事契約を取り巻く状況の変化による資材や外注費等の市場価格の変動、設計内容や仕様の変更等が見積りに影響を与える可能性があり、翌事業年度の計算書類において、完成工事高及び完成工事原価の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 表示方法の変更に関する注記

##### 損益計算書

前事業年度において区分掲記して表示しておりました「支払手数料」（当事業年度は1百万円）は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

#### 5. 追加情報

##### 従業員持株会信託型ESOP

当社は、2025年11月6日開催の取締役会において、「従業員持株会信託型ESOP」（以下「本制度」という。）の導入に伴う第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」という。）について決議いたしました。

本制度は、「荏原実業社員持株会」（以下「持株会」という。）に加入する当社グループ従業員（以下「対象従業員」という。）を対象といたします。そして、対象従業員のうち、一定要件を充足する者を受益者とする「従業員持株会信託（他益信託）」（以下「持株会信託」という。）を設定いたしました。

持株会信託は、信託契約後約5年にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行借入により調達した資金で一括して取得いたしました。なお、当社は、持株会信託の当該借入に対し、保証を行っております。

本制度では、持株会による当社株式の取得は持株会信託からの買付けにより行います。持株会による当社株式の取得を通じ、持株会信託に売却益相当額が累積した場合には、信託終了の際に、これを受益者たる対象従業員に対して分配いたします。一方、当社株価の下落により持株会信託が借入債務を完済出来なかった場合には、当社が借入銀行に対して残存債務を弁済いたします。その際、対象従業員がその負担を負うことはありません。なお、当社は2025年12月4日付で、自己株式123,000株（株式分割後246,000株）を持株会信託へ譲渡しております。

本自己株式処分に関する会計処理については、当社と持株会信託は一体であるとする会計処理をしており、持株会信託が所有する当社株式や持株会信託の資産及び負債については、貸借対照表及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。なお、当事業年度末現在において、持株会信託が所有する当社株式（自己株式）数は117,300株（株式分割後234,600株）、帳簿価額は490百万円であります。

## 6. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

建物	208百万円
土地	481
投資有価証券	1,488
投資不動産	158
計	2,337百万円

### (2) 担保に係る債務

買掛金	2,842百万円
電子記録債務	1,615
短期借入金	720
計	5,177百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額…… 2,403百万円

(4) 投資不動産の減価償却累計額…… 574百万円

### (5) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

- ① 短期金銭債権…… 15百万円
- ② 短期金銭債務…… 76百万円

(6) 偶発債務

保証債務

下記の関係会社の金融機関からの借入金に対し、債務保証を行っております。

(株)エバジツ…………… 10百万円

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高…………… 66百万円

② 仕入高…………… 283百万円

③ 営業取引以外の取引高…………… 73百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	1,007,954株	47,648株	40,344株	1,015,258株

- (注) 1. 自己株式（普通株式）の増加は、取締役会決議による自己株式の取得46,900株、譲渡制限付株式報酬の無償取得706株、単元未満株式の買取り42株によるものであります。
2. 自己株式（普通株式）の減少は、従業員持株会信託型ESOPの信託口から持株会への売却7,900株、譲渡制限付株式報酬としての処分32,444株によるものであります。
3. 当事業年度末の自己株式数には、従業員持株会信託型ESOPの信託口が保有する当社株式117,300株が含まれております。
4. 2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。上記は当該株式分割前の株式数を記載しております。

## 9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税否認額	62百万円
退職給付引当金否認額	33
役員退職慰労引当金否認額	45
会員権評価損否認額	7
株式報酬費用否認額	56
投資有価証券評価損否認額	106
棚卸資産評価減否認額	10
減価償却超過額	7
貸倒引当金損金算入限度超過額	48
保険積立金評価損否認額	11
その他	38
小計	428
評価性引当額	△209
合計	219百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	2,392百万円
合計	2,392百万円
繰延税金負債（純額）	2,173百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1
住民税均等割	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4
試験研究費の税額控除額	△0.7
賃上げ促進税制による税額控除額	△2.3
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>28.0%</u>

(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が65百万円、法人税等調整額が3百万円それぞれ増加し、その他有価証券評価差額金が68百万円減少しております。

## 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 11. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 1 1. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額…………… 1,054円10銭  
(2) 1株当たり当期純利益…………… 172円77銭

- (注) 1. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる自己株式数には、従業員持株会信託型ESOPの信託口が所有する当社株式（当事業年度117,300株（株式分割後234,600株））を含めております。
2. 1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
3. 2026年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

### 1 株当たり純資産額

純資産の部の合計額	25,118百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	<u>-百万円</u>
普通株式に係る純資産額	25,118百万円
期末の普通株式数	23,829,484株

### 1 株当たり当期純利益

損益計算書上の当期純利益	4,111百万円
普通株主に帰属しない金額	<u>-百万円</u>
普通株式に係る当期純利益	4,111百万円
普通株式に係る期中平均株式数	23,797,985株

## 12. 関連当事者との取引に関する注記

### 関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	荏原実業テクノロジーズ(株)	(所有) 直接100%	役員の兼任、商品又は製品の売買、業務の受託	吸収分割 (注)	分割資産合計 1,396 分割負債合計 84	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当該吸収分割についての詳細は、「連結注記表 14. 企業結合等関係」に記載しております。

# 計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2026年2月13日

荏原実業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 滝 沢 勝 己

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 服 部 理

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、荏原実業株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リ

スクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上